

よみうりランド訪問看護ステーション重要事項説明書
＜令和8年6月1日現在＞

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別…社会福祉法人 読売光と愛の事業団
代表者名…理事長 水田 邦雄
所在地・連絡先…東京都千代田区大手町1-7-1
(電話) 03-3217-3473
(FAX) 03-3217-3474

2 事業所の概要

事業所の名称…よみうりランド訪問看護ステーション
所在地・連絡先…神奈川県川崎市多摩区菅仙谷4-1-3
(電話) 044-948-1613
(FAX) 044-948-1614
事業所番号…549, 014, 9
管理者の氏名…三澤 純子

3 事業の実施地域

多摩区一部、麻生区一部、稲城市一部(詳細は、お尋ねください。)

4 営業日・営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30
祝祭日の訪問は平常通りです。年末年始(12月31日～1月3日)は休業となります。
(緊急時訪問看護加算:24時間対応体制加算をお申し込みの場合、別途お知らせする
電話番号により、営業時間に関わらずご相談等の受け付けをいたします。)

5 従業員の体制

所長(看護師)	常勤1名(訪問看護師と兼務)
看護師	常勤3名(1名兼務) 非常勤2名
PT・OT	常勤1名(1名兼務)

6 提供するサービスの内容

- ① 訪問看護サービスは、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養が維持できるよう、利用者の居宅(自宅)において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
- ② サービスは、かかりつけの医師の指示に基づき、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

7 費用

保険負担割合により変わります。別途、料金表をご参照ください。

8 緊急時等の対応方法

緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認をしておくとともに、訪問看護の実施中に利用者の病状に急変等が生じたときは、必要に応じ臨時応急の手当てを行ない、かかりつけの医師に連絡をとり、必要な処置を行います。

かかりつけの医師と連絡の取れない場合には、救急搬送などの対応を行います。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

窓口責任者 三澤 純子
電話番号 044-948-1613
対応時間 8:30~17:30

* 公的機関においても、苦情申出等ができます。

【介護保険サービスについて】

- ・ 川崎市役所・・・高齢者事業推進課 川崎市川崎区宮本町1
TEL 044-200-2910
多摩区役所・・・高齢・障害課 TEL 044-935-3187
麻生区役所・・・高齢・障害課 TEL 044-965-5146
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会・・・横浜市西区楠町27-1
TEL 045-329-3447
- ・ 稲城市役所・・・高齢福祉課 稲城市東長沼 2111
代表 TEL 042-378-2111
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会・・・千代田区飯田橋 3-5-1
TEL 03-6238-0177

【医療保険サービスについて】

- ・ 川崎市医療安全相談センター
TEL 044-200-2931
- ・ 東京都医療安全支援センター「患者の声相談窓口」
TEL 03-5320-4435

10 事故発生時の対応

- ① 万が一サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村、介護支援専門員等へ連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 個人情報の緊急時等の対応方法

看護師等職員は、業務上知り得た利用者およびご家族の秘密を第三者に漏らすことはございません。退職後も同様に秘密を保持します。

12 衛生管理等

- ① 看護職員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事務所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - * 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - * 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - * 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 所長 三澤 純子
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 利用者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を設けています。
- ⑥ 虐待防止のための指針を作成します。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束の禁止

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者もしくは他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。事業者は、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

15 非常時の対応

- ① 感染症や地震等の自然災害発生時や、警報等が発令された場合、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。
- ② 非常時において、利用者に対する必要な看護サービスを継続的に実施するための、及び早期業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講じます。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、職員に対しても周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

16 その他

- ① 自己負担金は、いずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
- * 自動口座引き落とし
 - * 現金払い
 - * 銀行振り込み
- ② サービスのキャンセルをする場合には、速やかに担当までご連絡ください。
連絡先:044-948-1613
- ③ 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできませんのでご理解ください。
- ④ 看護師等は、保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行います。それ以外のご依頼は認められていませんので、ご了承ください。
- ⑤ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明をしました。

《事業者》 事業者名 よみうりランド訪問看護ステーション

説明者 印

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

《利用者》 氏名 印

代理人(選任した場合) 氏名 印